

高知県公安委員会告示生企第10号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月9日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

別表のとおり

別表

| 申請者 | 遊技機の種類、型式名及び検定番号 | 検定の有効期間 |
|--|-----------------------------------|-------------------|
| 東京都千代田区内神田三丁目5番3号 株式会社ボーダー 代表取締役 今井 一正 | 回胴式遊技機 SダンミツBB 0S0160 | 告示の日 から3年 間 |
| 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住 友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社銀座 代表取締役社長 後藤 正人 | ぱちんこ遊技機 PロードトゥエデンGED 0P0337 | 告示の日 から3年 間 |